たかね荘デイサービスセンター(通所介護)利用料

(令和3年8月1日以降)

(基本報酬) 利用者の方からいただく利用者負担金等は、次表のとおりです。

所要時間 (1 回あたり)	利用者の 要介護度	単位数
	要介護 1	368
0.00	要介護 2	421
3時間以上	要介護3	477
4 時間未満	要介護4	530
	要介護 5	585
	要介護 1	386
	要介護 2	442
4時間以上	要介護3	500
5 時間未満	要介護 4	557
	要介護 5	614
	要介護 1	567
C 0+ 88 1.1.1	要介護 2	670
5 時間以上	要介護3	773
6 時間未満	要介護 4	876
	要介護 5	979
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	581
	要介護 2	686
	要介護3	792
	要介護4	897
	要介護5	1003
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	655
	要介護2	773
	要介護3	896
	要介護4	1018
	要介護5	1142

(注1) 令和3年4月から9月末までの間、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬に 0.1 を 上乗せした単価となります。

※月単位で合算した単位数に 1.001 を乗じて得た単位を端数処理

- ・四捨五入して上乗せされる単位数が1単位未満の場合には1単位切り上げ
- (注2) 介護保険給付の<u>支給限度額を超えて</u>サービスを利用する場合は、<u>超えた額の全額</u>をご負担いた だきますのでご留意ください。
- (注3) 坂町は、地域区分が「7級地」であるため、単位数の合計に10.14円を乗じた金額が料金となっています。なお、利用者の自己負担は、保険者が発行する負担割合証により1割~3割負担です。(介護保険料滞納者の場合は3割負担)

(加算)以下の要件を満たす場合、<u>上記の基本部分に以下の単位数が加算</u>されます。

加算の種類	加算の要件	
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合(1 日につき)	40
入浴介助加算 Ⅱ	・上記の要件に加えて、医師等が利用者宅を訪問し、浴室の環境を確認し個別入浴に関する計画の作成。計画に基づき、実施した場合	
個別機能訓練加算(Ι)イ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合 (専従 1 名以上配置:配置時間の定めなし)	56
個別機能訓練加算(I)口	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合 (専従 1 名以上配置:サービス提供時間帯を通じて配置)	85
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出 ※加算(I)に上乗せして算定	20
生活機能向上連携加算(I) 又は 生活機能向上連携加算(II)	(I)通所リハビリテーションの理学療法士等からの助言に基づき機能訓練 指導員等が共同して個別機能訓練計画の作成を行った場合 (I)理学療法士等は3ヶ月に1回以上、通所介護事業所を訪問し、機能 訓練指導員と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成を行った場合	100/ 3月につき 100/ 1月につき
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ヘサービス提供した場合(1 日につき)	60
栄養改善加算	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じて居宅訪問を実施している場合(原則3月以内、月2回を限度)	200
栄養アセスメント加算	・管理栄養士を 1 名以上配置している場合 ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の 実施に当たって、情報を活用し、適切かつ有効に実施した場合	50
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	利用者に対し、利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合(6ヶ月に1回を限度)	20
□腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康 状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を介護支援専門員 に提供している場合	5
口腔機能向上加算(Ⅰ)	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練などの口腔機能向上サービスを行った場合(1回につき 月2回まで)	150
□腔機能向上加算(Ⅱ)	上記の取組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働 省に提出し、情報を活用・適切かつ有効に実施した場合	160
サービス提供体制加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1 回につき)	22
送迎を行わない場合	事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	-47
ADL 維持等加算(I) 又は、	ADL(日常生活動作)の維持または改善の度合いが一定の水準を超えている場合: ADL 利得の平均 1 以上	30
ADL 維持等加算(Ⅱ)	ADL(日常生活動作)の維持または改善の度合いが一定の水準を超えている場合:ADL 利得の平均2以上	60
科学的介護推進体制加算	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービス提供にあたって情報を活用し、適切かつ有効に実施した場合	40
介護職員処遇改善加算 I 介護職員等特定処遇改善加算 I	介護職員の賃金改善等の基準を満たしている場合 (基本料金+加算)×7.1%を 1 月につき算気	Ē

(その他)

食費(9:15~16:30 までご利	食事の提供を受けた場合、1回につき 690円をいただきます。(おやつ代を含む)
用の方)	
食費(9:15~13:00 までご利	食事の提供を受けた場合、1回につき 640円をいただきます。
用の方)	
フラワーアレジメント材料費	フラワーアレジメント教室に参加された場合、1回につき 300円をいただきます。
事業所と同一建物に居住する利用	ケアハウス安芸に居住する利用者に対してサービスを提供した場合、利用者負担金
者にサービスを提供(送迎減算)	を(-96円)減額します。
通常の事業の実施地域以外の送迎	通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事
	業の実施地域を超えた地点から路程 1 kmあたり 10 円をいただきます。